

平成 15 年 4 月 1 8 日

トイザラス・バリュー・インク

日本における代表者


レイモンド・エフ・グルーパー 殿

代理人

弁護士 赤上 博人 殿

弁護士 沢崎 敦一 殿

金融庁監督局銀行第二課金融会社室長

上羅 豪 

「前払式証票の規制等に関する法律」に関する法令適用事前確認手続きにかかる
照会について（平成 1 5 年 2 月 2 7 日付け照会文書に対する回答）

照会のあったトイザラス・バリュー・インクが発行するショッピングカードについては、
前払式証票の規制等に関する法律第 2 条第 1 項 1 号に規定する前払式証票に該当せず、同
法第 6 条に規定する登録の必要はないと考える。

(注) 本回答は、照会対象法令（条項）を所管する立場から、照会者から提示された事実
のみを前提に、照会対象法令（条項）との関係のみについて、現時点における見解を
示すものであり、事実が記載と異なる場合、記載されていない関連事実が存在する場
合、関係法令が変更される場合などには、考え方が異なるものとなることもある。ま
た、本回答は、もとより、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束しう
るものではない。